広報 てらどまり

昭和50年3月25日発行　No. 63

新潟県三島郡寺泊町
寺泊町役場発行
総務課：編集
全世帯もれなく配布

<交通安全標語>

・急ぐほど　減らす燃料　増す危険
・手をかそう　ちっちゃな子どもとお年寄り
・とびだすな　あのみち　そのみち　こうさてん

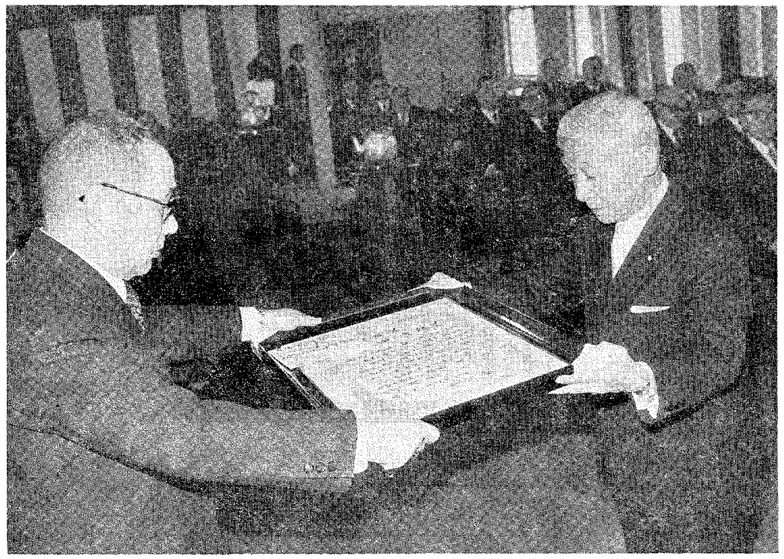

◀推戴状を授与される亘氏

名誉町民第一号
亘参議院議員に推戴状
町政功労者表彰式

◇……去る二月十一日、名誉町民……◇
◇……条例に基づき名誉町民第一号……◇
◇……の亘四郎参議院議員に推戴状……◇
◇……と金一封が贈られました。……◇

この日、役場の職場で午前十時から行われた町政功労者表彰式の席上で、県知事時代のコロニー藝妓など町政に功労のあった亘氏に藤田町長から名誉町民称号の推戴状と金一封が授与され、亘氏は「感謝しています。これからも町の名に恥じないよう微力を尽くしたい」とお礼を述べられました。

また、町政特別功労者として近藤選管委員長（以下三名が、さらに功労者として近藤梅雄農業委員会長をはじめ六名、町職員として永年勤続（二十年以上）された職員十二名の方々がそれぞれ表彰されました。

統一地方選挙
郵便による不在者投票制度新設

近々全国一斉に統一地方選と、まず選挙権については次挙が執行されますが、郵便による不在者投票制度（在宅投票といわれている）や選挙権についてご説明いたします。

県議選投票日	4月13日（日曜）
町議選投票日	4月27日（日曜）

	基準日	選挙権
県議選	昭和50年3月17日	基準日より三ヶ月以前から引き続き町内に住所を有する満20歳以上の方で住民基本台帳にも三ヶ月以前から記録されている方
町議選	昭和50年4月1日	同右

このような方々が選挙人名簿に登録されており、このたび投票ができることになります。

たとえば、最近寺泊町に転入された有権者は県議選については昭和四十九年十二月十七日まで、町議選については昭和五十年一月十五日までに転入届をされておれば選挙人名簿に登録されております。

また、年令は投票日で計算されますから県議選は昭和三十年四月十四日、町議選は昭和三十年四月二十八日までに生まれた方が有権者となります。

なお、選挙人名簿には自動的に登録されますので、本人が申し出ることは必要ありません。

従来の不在者投票制度はそのまま適用されますが、そのほかに身体に重度の障害がある人の選挙権行使の手段を拡充するため「郵便による不在者投票」の制度ができました。

◆郵便による不在者投票ができる人◆

郵便による不在者投票をすることができる人は、身体障害者手帳または、戦傷病者手帳の交付を受けている人で、次の身体に重度の障害のある選挙人です。

①身体障害者手帳または、戦傷病者手帳に、別表一のように記載されている人。

②前記①に該当することが手帳の記載によって明らかでないが、知事が前記①に掲げる障害と同程度の障害であると認め、書面により証明した人。

◆投票には郵便投票証明書が必要◆

郵便による不在者投票をしようとする人は、選挙人名簿登録市町村の選管委員長から「郵便投票証明書」の交付を受けて下さい。

交付申請は、所定の様式による申請書に本人が署名し、前記の手帳または知事が証明した書面を添付して申請して下さい。

（一月二十日から証明書の交付を行っていますので、早目に申請して下さい。）

なお、この証明書は発行の日から四年間有効ですので、手帳といっしょに大切に保管して下さい。

◆投票用紙及び投票用封筒の請求◆

郵便による不在者投票ができる選挙人は、選挙の投票日前四日までに所定の様式による申請書に本人が署名し、郵便投票証明書を提示して、選挙管理委員長に投票用紙及び同封筒を請求して下さい。この請求は選挙告示の日前でもできます。

◆投票用紙及び同封筒の交付◆

請求した選挙人が郵便による不在者投票をすることができる選挙人に該当すると認めたときは、直ちに投票用紙及び同封筒を郵送により交付します。（告示前に請求のあった場合は告示後直ちに）

◆投票◆

交付を受けた選挙人は、その現在する場所で投票用紙に自ら候補者一人の氏名を記載し、これを投票用封筒に入れ封をし、封筒の表面に本人が署名しこれを他の適当な封筒に入れ封をし、投票が在中する旨を明記して早めに選挙管理委員長に郵便で送付して下さい。

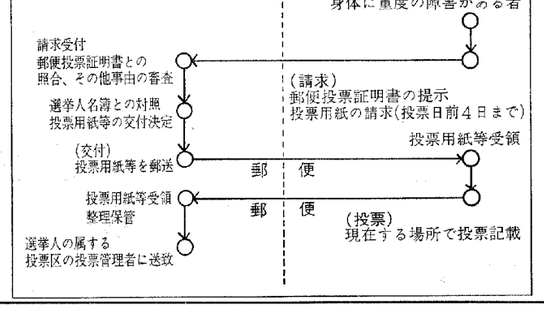

別表一

手帳の種類	障害の種類	障害の程度
身体障害者手帳	両下肢もしくは体幹の障害	一級もしくは二級
	心臓、じん臓もしくは呼吸器の障害	一級もしくは三級
戦傷病者手帳	両下肢もしくは体幹の障害	特別項症から第二項症まで
	心臓、じん臓もしくは呼吸器の障害	特別項症から第三項症まで

その他選挙についてのお問い合せは選挙管理委員会へ!!

財政公表

昭和四十八年度決算
税収約一九パーセントの伸び（対前年比）
二月臨時議会で認定

昭和四十八年度一般会計の決算では歳入総額八億六百四十三万七千円、歳出総額七億六千三百二十五万六千円であり繰越金四千三百十八万千円となりました。

歳入では別表構成比のとおり地方交付税の依存度が依然として高くなつています。また税収においては対前年比十九・二%の伸びとなり、収納率九九・三%と九九%以上の収納を持続することができました。

町民各位のご理解あるご協力と心から感謝申し上げます。

歳出では普通建設事業等投資的経費三十%、人件費物件費等消費的経費五八・二%、その他十一・八%であります。

なお、監査委員により数日にわたり綿密な決算審査が行われ、その意見書を付して十二月定例会議会に上程され、議会では、決算審査特別委員会を構成し一月二十日から二月八日まで各種資料等慎重な審査をし、二月臨時議会で認定されました。

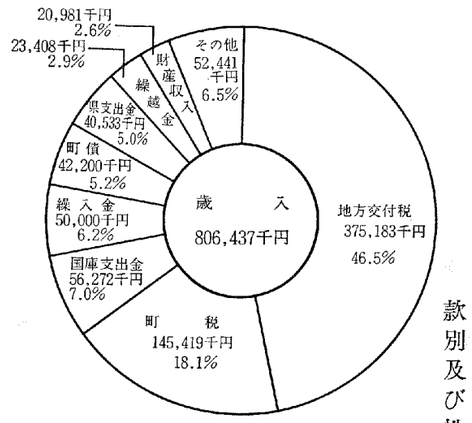

昭和48年度決算一般会計
款別及び性質別構成比

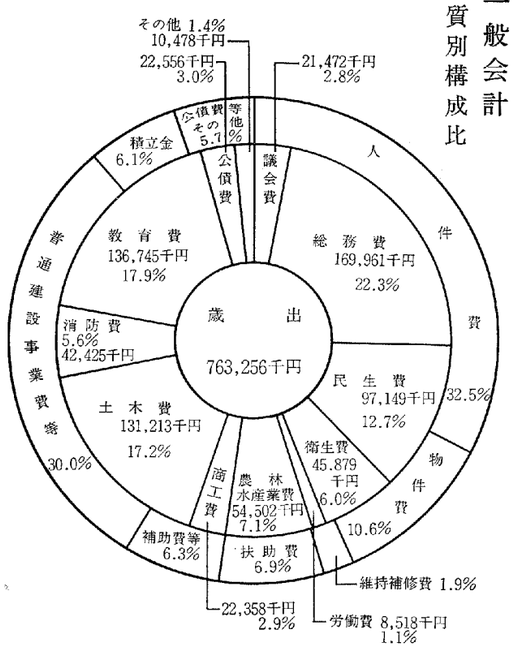

住民一人当り税負担額と歳出額の年度別比較

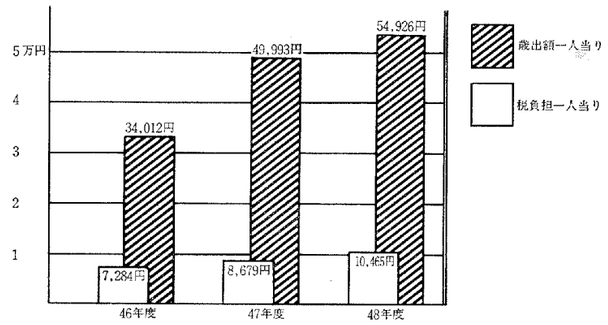

町債の目的別現在高

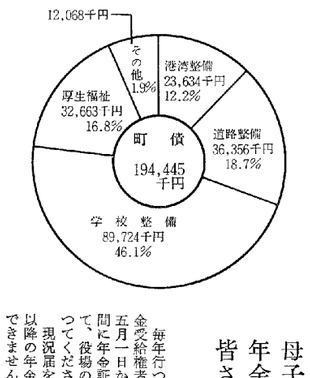

借入先	金額
大蔵省	千円 63,256
郵政省	110,477
保険会社	170
新潟県	20,542
合計	194,445

特別会計

◎国民健康保険特別会計

歳入	197,752,443円
歳出	180,121,560円
差引	17,630,883円

歳入の主なるものは 国県支出金 120,303千円、国保税 66,460千円、繰入金 3,322千円等であり、歳出では保険給付費 165,963千円が約92%を占め、総務費 8,369千円、保険施設費 5,498千円等が主なものです。

尚保険給付費のうち療養給付費及び療養費合せて 164,193千円で、前年度に比較して約23.4%増加しています。

◎国保診療所特別会計

歳入	38,708,027円
歳出	38,401,566円
差引	306,461円

◎水道事業会計

水道事業は企業体としての経済性を明確にするため、決算方式も当年度損益収支と資本収支とに大別して形成されています。

損益勘定

収入	68,588,671円
支出	61,204,044円
純利益	7,384,627円

資本勘定

収入	8,241,000円
支出	17,114,882円

（資本勘定の収入不足8,873,882円は損益勘定留保資金で補塡されています）

母子、障害年金受給者の皆さんにお知らせ

毎年行っています「国民年金受給権者現況届」を今年も五月一日から三十一日までの間に年金証書と印鑑を持参して、役場の年金係に届出を行ってください。

現況届を済ませないと六月以降の年金を受給することができませんので、期日がきましたら忘れずに届出を済ませてください。

ねたきり老人に愛のおくりもの

与板高校寺泊分校
家庭科クラブの皆さん

先日、同校家庭科クラブの生徒さん達が役場を訪ねて、〝ねたきりのお年寄りに差しあげて〟とクラブ活動の合い間にみんなで作成した枕カバーや布地で作ったカーネーション、それにお小遣いを出しあつて買い求めた一輪差しなど数点に心温まる慰問文を書き添えて社会福祉協議会に届けました。

さっそく協議会では クラブの皆さんと相談し今回は十一名のお年寄りを選び直接家庭を訪問してもらうことにしました。

山火事にご注意

通報は119番
事務用は2476番
——寺泊消防本部——